

第4回スリランカ本邦研修（オンライン） （刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて～）

前国際協力部教官（現 J I C A 長期派遣専門家）

及 川 裕 美

1 背景及びオンライン研修の目的

- (1) 第4回本邦研修（以下「本研修」という。）は、2019年度から実施されているスリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という。）に対する J I C A 国別研修の一環として行われたものである。
- (2) スリランカに対する J I C A 国別研修においては、同国で極めて深刻な刑事訴訟の遅延が生じていることに鑑み、検察官、裁判官、弁護士等の実務家を対象に「刑事訴訟の遅延解消」をテーマに、捜査・公判等、比較的幅広い分野について日本や英米の知見を提供する研修等を実施している。

2021年8月に実施された第3回本邦研修¹においては、刑事訴訟の遅延を解消する施策のうち、訴追裁量、公判前整理手続等を取り上げたところ、研修参加者から、訴追裁量及び公判前整理手続について強い関心が示されたことから、本研修においては、引き続き訴追裁量及び公判前整理手続を含む刑事司法手続の運用を取り上げるとともに、証拠の適正かつ早期の評価も刑事訴訟の遅延解消に資すると思料されることから新たに証拠の評価についても研修の内容として取り上げ、スリランカにおける訴追裁量、公判前整理手続、証拠の評価等の実務の運用等を検討し、実現可能な刑事訴訟の遅延解消策を考察することを目的とした。

2 セミナー日程

2021年12月20日（月）から同月22日（水）の3日間
日程の詳細は別添の日程表を参照されたい。

3 研修参加者

司法省職員、検察官（法務長官官房所属）、弁護士（スリランカ弁護士会所属）、高等裁判所² 裁判官等合計26名

4 本研修総括

(1) 本研修のプログラム

本研修では、日英米スリランカの四か国の法曹による講義を実施し、英米スリランカにおける訴追裁量の運用状況について理解を深め、日本における公判前整理手続を

¹ 第3回本邦研修の報告については、ICD NEWS第89号（2021.12）122頁以下に掲載。

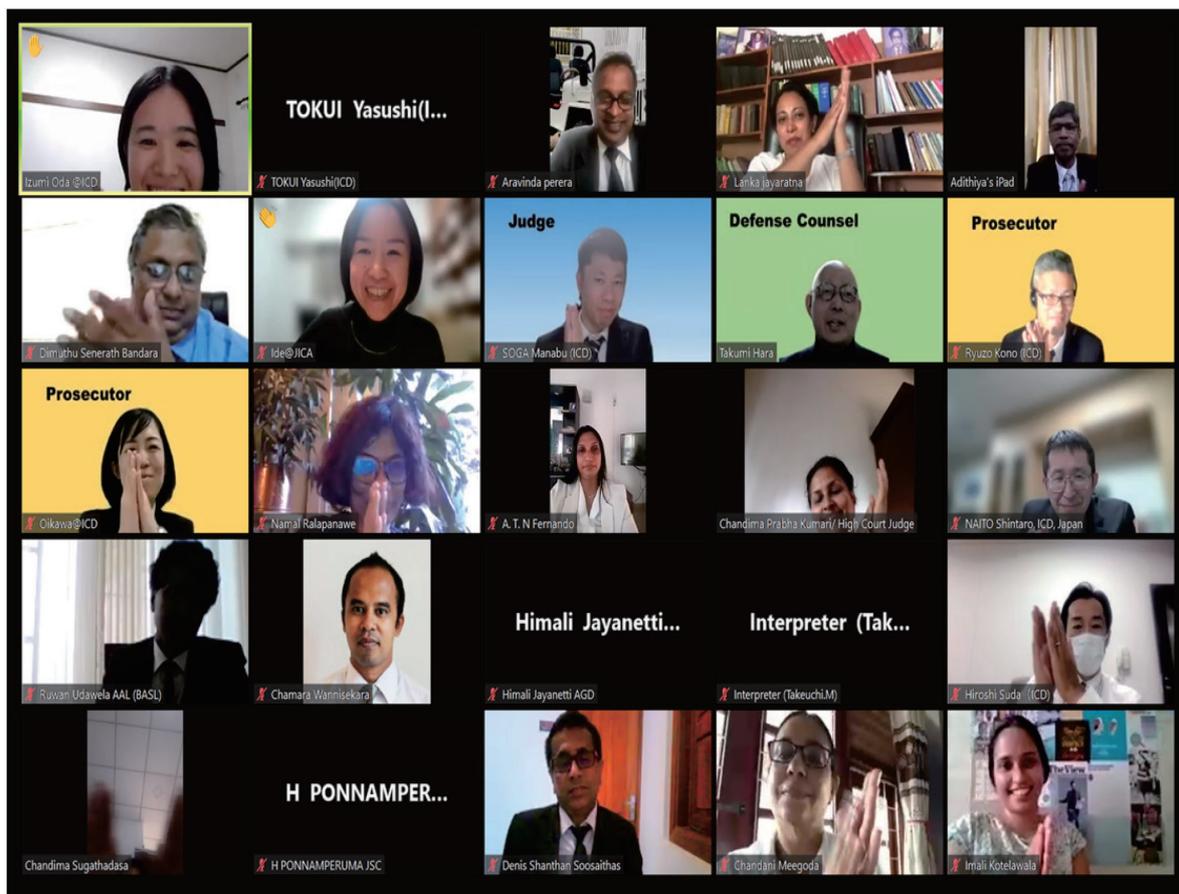
² 高等裁判所（High Court）は重大事件の第一審裁判所であり、原則として控訴審を行う日本の高等裁判所とは異なる。

含む刑事司法手続の運用及び証拠の評価について知見を共有するとともに、スリランカにおける刑事訴訟遅延の原因分析及び対策をテーマとするディスカッション等を実施した。

ア 日本側の講義

法務総合研究所国際協力部教官が、日本の刑事手続における証拠の評価、公判前整理手続の運用及び刑事訴訟迅速化のための方策に関する講義をそれぞれ行った。

公判前整理手続の運用に関する講義では、第2回及び第3回の本邦研修に御協力いただいた原琢己弁護士（元司法研修所刑事弁護教官）に再び御協力いただき、原弁護士及び国際協力部教官が、殺人未遂の架空事例を用いて、法曹三者それぞれがどのような観点から公判前整理手続に関与しているかを説明した。研修参加者からは、「公判前整理手続は被告人の黙秘権を侵害するのではないか」など公判前整理手続に懐疑的な観点からの質問が出されたが、原弁護士等から、公判前整理手続は被告人の黙秘権を侵害しないことや公判前整理手続の利点等について丁寧な説明がなされた。



【公判前整理手続の運用に関する講義終了時の様子】

イ ヤサンサ コダゴダ スリランカ最高裁判所裁判官³（以下「コダゴダ裁判官」という。）による講義

コダゴダ裁判官から、スリランカにおける訴追裁量について講義をしていただき、訴追裁量権を有する検察官の役割、訴追裁量の濫用防止策等についても説明がなされた。

講義の中で、コダゴダ裁判官から、検察官の役割の1つとして警察等捜査機関に対し捜査上のアドバイスをを行うことがある旨の説明があった。この点に関して、研修参加者から、現状ではスリランカにおいて検察官が捜査の初期段階において積極的に警察に補充捜査を指示したり、被疑者・被害者からの聴取等を自ら行ったりすることはないものの、日本と同様に検察官が警察による捜査に早期に関与すれば捜査段階から公判を見据えた証拠収集を行うことが可能になり、訴訟遅延解消に資するのはでないかという意見が出され、コダゴダ裁判官に対し、スリランカの検察と警察との関係について質問がなされたところ、コダゴダ裁判官からは、検察官は警察に適切な助言をすべきであるが、捜査と一定の距離をとるべきなどとの説明があった。

ウ エメリー アドラディオ氏⁴（米国国際開発庁（USAID）司法プロジェクト専門家）による講義

アドラディオ氏にも第3回本邦研修に引き続いて御協力を頂き、米国の訴追裁量及び刑事訴訟迅速化のための方策について、アドラディオ氏が実際に担当した刑事事件の実例等を踏まえて具体的な説明があり、米国においては訴追裁量が刑事手続の促進に資すると考えられていることや、刑事手続を促進するために裁判官の強いリーダーシップが求められていることにも触れていただいた。

エ ジャニス ブレナン氏⁵（英国のバリスタ）による講義

ブレナン氏にも第3回本邦研修に引き続いて御協力を頂き、英国の訴追裁量について講義をしていただいた。

英国においては、訴追機関が警察等の捜査機関と十分なコミュニケーションをとらず証拠の検討不十分のまま起訴をするなどの問題があり、その解決策としては、訴追機関と警察等が十分な意思疎通を図り、チームワークを高める必要があるとの見解を共有していただいた。

オ スリランカによる発表、ディスカッション等

本研修の最終日に、スリランカの刑事訴訟遅延の原因及び対策をテーマとして、スリランカの法曹三者からそれぞれ発表をしていただき、その発表を基に研修参加者全員を対象としたディスカッションを実施した。なお、同ディスカッションの一部には、コダゴダ裁判官及びアドラディオ氏にも参加していただいた。

³ コダゴダ裁判官は検察官としての豊富な経験に加え、スリランカの President's Counsel でもあり、同国において著名な裁判官である。

⁴ アドラディオ氏は米国の元検察官である。

⁵ ブレナン氏は、UNAFEIの第158回国際研修及び第172回国際研修においても、講義を担当された。

重大事件の第一審を担当する高等裁判所裁判官による発表では、裁判官が事件記録の検討以外の種々の事務処理等に執務時間を割かなければならないことが訴訟遅延の一因になっていることなどの説明があった。

また、USAIDはスリランカの効果的かつ効率的な司法制度の実現に向けて支援活動を行っており、同支援活動のパイロットコートとしてスリランカの数か所の裁判所が選定されているところ、同裁判所に所属する裁判官からも発表があり、パイロットコートでは保釈申請を電子化していることなどの説明があった。

検察官による発表では、刑事訴訟遅延の原因として、警察の捜査能力が不十分であること、検察官の人員不足、公判当日の訴訟当事者の欠席による訴訟の延期、検察官の業務に関するガイドラインの不存在等様々な原因が指摘された。その中で、警察には十分な人員がいるにもかかわらず、犯罪の構成要件等を意識した捜査が実施されていないため証拠不十分のまま起訴されてしまい、それが刑事訴訟遅延の一因となっているという具体的な指摘がなされ、その対策としては、捜査官を対象とした捜査に関する研修の実施が提案された。

弁護士による発表では、捜査段階及び公判段階に分けて、刑事訴訟遅延の原因について整理された発表がなされ、遅延の原因の1つである大量の公判係属件数の対策としては、検察官の訴追裁量権を強化することが有益であり、起訴猶予は被疑者に更生の機会を与えるなどの利点があるとの説明があった。

発表に続くディスカッションにおいても、検察が警察の捜査に関与する程度等、検察と警察の関係について議論が活発に行われ、積極的に関与すべきとの意見や両者は距離を保つべき等様々な意見が交わされた。

また、これまでの本邦研修において、日本側は、法曹三者が協力して刑事訴訟手続を円滑かつ迅速に進行することが刑事訴訟の遅延解消に資することを繰り返し研修参加者に伝えてきたが、本研修のディスカッションの場でも、日本側から改めてその点について言及した。

(2) 研修参加者の感想

本研修終了後に回収したアンケートにおいては、本研修が「perfect」であったなど好意的なコメントが多数寄せられ、本研修は、研修参加者にとって有益であったと思料される。

5 おわりに

本研修においては、スリランカの捜査機関の捜査能力の問題及び警察と検察の関係性についてスリランカ側の関心が高かったものの、警察も対象者とする研修を行うことについては支援対象機関が加わることになるため更なる検討を要する。もっとも、本研修のように、経験豊富な各国の法曹関係者等の協力を得て、スリランカの法曹三者に同一の機会で様々な観点から情報を提供することは、スリランカにとって非常に有益な場であると思われる。また、この1年で3回の本邦研修を実施し、回数を重ねるごとにスリランカの関係

者との信頼関係が深まってきていることを実感しており、この信頼関係を支えに、今後の活動についてもスリランカ側の要望を丁寧に確認し、充実した支援活動を続けていきたい。

最後に、本セミナーに御協力いただいたスリランカ側、英米側及び日本側の関係者の皆様に心より御礼申し上げたい。

第4回スリランカ本邦研修（オンライン）日程表

| | | | | | | | | |
|------------|-------------------------------|--|-------|---|---|------------|---|-------------|
| | 3:30 (イギリス) | 4:30 | 5:15 | 5:30 | 6:15 | 7:15 | 8:15-9:30 | 9:30-10:00 |
| | 9:00 (スリランカ) | 10:00 | 10:45 | 11:00 | 11:45 | 12:45 (昼食) | 13:45-15:00 | 15:00-15:30 |
| | 12:30 (日本) | 13:30 | 14:15 | 14:30 | 15:15 | 16:15 | 17:15-18:30 | 18:30-19:00 |
| | 22:30 (アメリカ東部) | 23:30 | 0:15 | 0:30 | 1:15 | 2:15 | 3:15-4:30 | 4:30-5:00 |
| | 導入 | プレゼンテーション 「証拠の評価」 | 休憩 | プレゼンテーション 「証拠の評価」(続) | プレゼンテーション 「日本の刑事司法手続の運用 ～日本の公判前整理手続～」 | 休憩 | プレゼンテーション 「日本の刑事司法手続の運用 ～日本の公判前整理手続～」(続) | |
| 12/20 月 | スリランカ側参加者、 JICA、ICD | ICD | 休憩 | ICD | ICD、 原 琢己弁護士 | 休憩 | ICD、 原 琢己弁護士 | |
| | | プレゼンテーション 「スリランカにおける訴追裁量」 | 休憩 | プレゼンテーション 「アメリカにおける訴追裁量」 | プレゼンテーション 「イギリスにおける訴追裁量」 | 休憩 | プレゼンテーション 「イギリスにおける訴追裁量」 | |
| 12/21 火 | 最高裁判所判事・大統領顧問 ヤサンサ コダゴダ裁判官 | 休憩 | 休憩 | 米国国際発庁 司法プロジェクト専門家 エメリー アドラデアイオ氏 | 休憩 | 休憩 | 英国パリスト ジャニス プレナン氏 | |
| | | プレゼンテーション 「日本・アメリカ各国における刑事司法手続迅速化の施策」 | 休憩 | パネルディスカッション 「スリランカにおける刑事司法手続遅延の原因分析 及び 実現可能な解決策」 | パネルディスカッション 「スリランカにおける刑事 司法手続遅延の原因分析 及び 実現可能な解決策」 | 休憩 | パネルディスカッション 「スリランカにおける刑事 司法手続遅延の原因分析 及び 実現可能な解決策」 | 研修の振り返り |
| 12/22 水 | ICD、 エメリー アドラデアイオ氏 | 休憩 | 休憩 | ●パネリスト (スリランカ) ・ 高等裁判所裁判官 ・ 高等裁判所 (パイロットコート) 裁判官 ・ 検察官 ・ 弁護士 ●コメンテーター ・ ヤサンサ コダゴダ裁判官 ●モデレーター ・ JICA | ●パネリスト (スリランカ) ・ 高等裁判所裁判官 ・ 高等裁判所 (パイロットコート) 裁判官 ・ 検察官 ・ 弁護士 ●コメンテーター ・ ヤサンサ コダゴダ裁判官 ●モデレーター ・ JICA | 休憩 | スリランカ側参加 者、JICA、I CD | |